

## 自治基本条例の主な規定内容

総則規定	
名称	○自治基本条例、まちづくり条例、まちづくり基本条例、市民基本条例など表現は多様。
前文（基本理念）	○法令制定の由来、趣旨、基本原則、制定者の決意など。 ○表現は自由度高い。（抒情的、口語調など） 【主な内容】 ①まちの歴史、文化、環境や自治の取組み ②それを発展させた新たな自治のかたちやまちのあるべき姿 ③その実現には市民の主体性、参加・協働が重要であること ④自治基本条例を制定する意義や目的、市民の決意
目的	○条例に規定する基本的事項と条例が何を指すかを簡潔に示す。 ○条例の理解を助けるとともに、条例の運用・解釈に当たっての基準・指針となる。
位置づけ	○自治基本条例のほとんどが、条例を「最高規範」と位置付けているが、その尊重義務、他の条例・規則等の適合と体系化の義務を規定するにとどまっている。 【主な内容】 ①最高法規であること ②基本条例であること
定義	○人が判断して一義的に確定しているといい難い場合に、定義づけを行い、条例の内容について異なる解釈の余地をなくす。 ○条例の中で使用するために造られた語句（造語）の意味を示す。 【主な内容】 ①市民（市内在住、就業、通勤、法人、外国人） ⇒住民投票に関連するので注意 ②協働（主体性、相互協力） ③参画・参加 ④まちづくり 等
基本理念	○当該自治体の自治の基本原則や基本理念を定める。 ○前文や目的にのっとり、これからの新しい自治の原則や理念を定める。
自治の基本原則	

権利・役割・責務	
市民の権利・責務	<p>○地方自治法による市民の権利（役務の提供を等しく受ける権利、選挙に参加する権利）以外の新たな権利を開発・保障する。</p> <p>【主な内容】</p> <p>市民の権利は主に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①まちづくりに参加する権利</li> <li>②行政情報を知る権利</li> </ul> <p>市民の役割・責務は主に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市民として認識・自覚すべきこと。「主体は市民」「自己責任の基本」</li> <li>②市民として行動・努力すべきこと。「積極的・主体的にまちづくりに参加」「他の住民等を尊重しながら協働・連携」</li> </ul>
事業者の権利・義務	<p>○都市問題の多くが社会経済システムに起因。社会経済活動を行う事業者の責務を市民と切り離して規定する意味がある。</p> <p>○市民の権利に住環境、地域社会との調和などを加えた形で表現される。</p>
議会の役割・責務	<p>○自治運営に関する基本事項を定める上では、議会に関する事項、首長と議会との関係についても定義が必要となる。</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①議会の基本的役割</li> <li>②議会活動の説明責任及び情報の公開・提供</li> <li>③議員の責務</li> </ul>
首長の責務	<p>○首長の権限のうち、自治の実現にとって重要な事項を規定するもの。</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①総合的・効率的・適正な行政運営</li> <li>②情報共有・公開及び参加・協働の推進</li> </ul>
職員の責務・育成	<p>○職員が果たす役割の重要性から、職員の責務、育成に関する規定を置くもの。</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①職員の心構え</li> <li>②市民との協働・支援</li> <li>③政策能力の向上</li> </ul>
市政運営に関する規定	
総合計画に基づく行政運営	<p>○まちづくりの最上位に位置づけられる計画であり、長期的展望に立った計画的、効率的な行政運営の指針を示すもの。</p> <p>○自治基本条例に規定することで、自治体の政策展開の根幹たる地位の確立を図るもの。</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①総合計画に即した行政運営を行うこと</li> <li>②総合計画の策定に当たって市民参画の規定</li> </ul>

<p>財政運営の基本事項</p>	<p>○自治体は、財政の状況を総合的に把握して的確な分析を行い、明確な方針のもとに、最少の経費で最大の効果を挙げる効率的・計画的かつ健全な財政運営を行うよう最大限の努力を傾ける必要がある。</p> <p>○そのためには、予算の編成や執行、財政の状況等が市民にわかりやすく公表され、また、適正かつ効率的に執行するという必要がある。</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①運営の原則</li> <li>②財政状況の公表</li> <li>③総合計画との連動</li> <li>④予算編成</li> <li>⑤予算執行</li> <li>⑥決算</li> <li>⑦財産管理</li> </ul>
<p>行政評価</p>	<p>○行政評価とは、行政が行う施策や事務事業を「市民にとっての効果は何か」「当初期待したとおりの成果はあがっているか」という視点から客観的に評価・検証を行うもので、評価結果を事務改善・計画の見直しにつなげることで、翌年に活かしていく手段のこと。</p> <p>○行政活動の評価に関する情報を公開することによって、説明責任を果たし、開かれた行政運営を目指す。</p> <p>○制度の実施は、個別条例により行われることとなるが、自治基本条例に根拠を置くことにより、市の姿勢、方向性を広く市内外にアピールし、制度の有効な活用が期待できるもの。</p>
<p>情報公開</p>	<p>○自治体が保有している情報を市民に公開する制度。市民が自ら必要とする情報の公開を市に請求し、この請求に応じて市が情報を公開するが、広報紙やホームページ、告示等の手段を使い、積極的に情報を提供する情報公表制度を含むと解釈される。</p> <p>○近年、高度情報化社会の進展、市民の市政への参画が一段と進む中で、より開かれた市政の実現が求められることから自治基本条例に定義することにより、情報の公開を総合的に推進していこうとするもの。</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①情報共有の原則</li> <li>②情報公開・提供</li> <li>③情報の収集及び管理</li> <li>④広聴・広報活動の充実</li> </ul>

<p>個人情報の保護</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近年、情報通信技術の発展により、電子化された情報をネットワークを介して、大量かつ迅速に処理することが可能となり、個人情報の保護の必要性が急速に高まってきた。</li> <li>○国においては、平成 15 年に個人情報保護関連法を成立させ、地方自治体においても、関係諸例規を整備するなど、個人情報の保護施策を講じることが重要な課題となっている。</li> <li>○個人情報の適正な取扱いの基本となる原則を確立するためにも、情報公開制度と同様に自治基本条例に定義し、自治体として総合的に推進していくことが必要となっている。</li> </ul>
<p>会議公開の原則</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治体の政策形成に影響ある議論を公開とすることで、市民に適切な判断、決定ができるようするもの。 「会議の公開に努める」「原則として公開とする」</li> </ul>
<p>説明責任</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治体は市民からの信託を受けて活動していることから、活動の意義や効果・影響等を市民に説明する責任を有する。</li> </ul>
<p>意見・要望・苦情等への応答</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○複雑・多様化する市民からの苦情、要望、提言、意見等に対し、市職員は誠実に応答することが求められている。</li> <li>○組織としての対応を確実なものとしていくためには、行政サービスの品質向上に向けた具体的な取り組み（システム化・マニュアル化等）や、職員一人ひとりの意識改革、各種手続きへの対応が可能となるようなレベルアップが必要となる。</li> <li>○市民が容易に利用でき、窓口で職員が対応できる体制を構築することが必要となっている。</li> </ul>
<p>危機管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近年、国内で発生するおそれのある危機は、地震や水害などの自然災害、大規模な火災、化学物質の漏洩などの事故、テロ災害、公共施設への不審者侵入事件、重篤な感染症・集団食中毒など多岐に及んでおり、従来型の防災対策だけでは不十分な状況となってきている。</li> <li>○市民の生命を預かる自治体は、いつ起きるともわからない不測の事態に常に備え、市民、関係機関等との協力のもと危機管理体制の確立に努める必要がある。</li> </ul>
<p>行政手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政運営の更正と透明化を図り、市民の権利利益の保護に資するための行政手続に関する規定。</li> <li>○行政手続条例を保障し一般化するもの。</li> </ul>

市民参加・協働に関する規定	
参加の権利・責務	<p>○市民の権利として直接規定する方法と行政の行為規範として規定することで参加の権利を事実上保障する方法がある。地方自治法には直接明示されていない参加権を条例で市民の権利として認めることの政策的意味は大きい。</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①参加の権利</li> <li>②参加権の行使</li> <li>③未成年者のまちづくりに参加する権利</li> <li>④まちづくりに参加する権利の拡充</li> <li>⑤参加に当たっての市民の責務（まちづくりの主体であることの認識、自覚と責任、主体的・積極的参加、互いの尊重、協力・協調）</li> <li>⑥市長の責務</li> </ul>
意見公募手続制度	<p>○重要な施策や計画策定にあたり、事前に市民の意見を聴くことで、市民参加の推進、政策形成における公正性・透明性の向上に資するもの。</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①意見提出手続（パブリックコメント）、政策・計画・条例を対象</li> <li>②広く市民の意見・提案等を聴取する制度</li> </ul>
附属機関等への参加	<p>○政策決定に大きな役割を果たす附属機関への参加を条例で保障し一般化する。</p> <p>○従来は、学識経験者や各種団体の長などから選任する場合が主であったが、近年は、市民の参画を促進するため、公募という手段をとる場合が増えてきている。</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①住民参加の原則 （公募による市民委員を加えるよう努めなければならない）</li> <li>②市民委員の公募（参加機会の拡充と任命過程の透明化を図る。）</li> <li>③委員の構成（男女比、年齢、職種、地域性等）</li> <li>④市民委員会の設置（条例が絵に描いた餅にならないように、条例に基づく市民自治を推進するための委員会設置）</li> </ul>

住民投票に関する規定	
	<p>○住民投票制度とは、一定数以上の署名を集めて市政運営上の重要事項について住民投票を実施するという制度。</p> <p>○住民投票は条例に根拠を置き、実施されるが、住民の意思を確認する必要が生じた都度、案件ごとに条例を制定する「個別設置型条例」に根拠を置くものと、あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議の方法などを条例化しておく「常設型条例」に根拠を置くものがある。</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <p>①住民投票規定を盛り込むが、事実上はなんら新しい制度を創設しないかたち</p> <p>②地方自治法の定める直接請求制度を確認するのみのもの</p> <p>③住民投票制度の要件まで規定するもの</p>
その他	
コミュニティの意義と支援	<p>○地方自治は団体自治と住民自治で構成され、その基礎となるもの</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <p>①コミュニティの意義・役割</p> <p>②コミュニティ組織（地域コミュニティ（地縁を基盤とした団体・活動）とテーマコミュニティ（NPOなど））</p> <p>③コミュニティ組織を守り育てる</p> <p>④コミュニティ活動の支援</p>
自治体・国等の他機関との連携協力	<p>○一自治体では対応できない行政課題を、他自治体と連携しながら解決を図るということを規定するもの。</p>
この条例の検討・見直し	<p>○自治基本条例については、時代の変化に対応した新しい状況への適合が求められていることから、期間を定めて、常に見直しをすることを定めているのが一般的。</p> <p>○見直しをする必要があるときは、審議会・意見公募手続などの手段により、市民の意見を聴いて、改正などの措置を講じることが望ましい。</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <p>①見直し期間を定めたもの、または期間を定めずうたったもの</p> <p>②関連諸制度の見直しの規定</p> <p>③市民の意見の反映</p> <p>④市民の見直しの要請</p>